

第5章 労働者確保に関する積算方法の試行工事

②労働者確保及び労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事

1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」及び「東日本大震災の復旧・復興事業における労働者宿舍設置の試行工事」である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舍の維持・補修に要する費用
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、
租税公課

2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額（土木工事標準積算基準に基づき算出した額）における実績変更対象間接費の割合は特記仕様書に記載したとおりである。

3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者宿舍等に係る実績報告書（様式1）」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

5 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。

6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

労働者宿舎等に係る実績報告書

年 月 日

発注者

受注者

⑨

平成 年 月 日契約の〇〇〇〇〇〇〇〇工事の労働者宿舎等に係る実績報告書を提出します。

費 目		費 用	内 容	支払額（税抜き）
共 通 仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	円
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	円
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	円
		労働者宿舎の維持・補修に要する費用	労働者宿舎の維持・補修に要する費用	円
	用地の借地料		円	
小 計				円
現 場 管理費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	円
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	円
	租 税 公 課	租税公課	固定資産税等の租税公課等	円
	小 計			
合 計				円